

第百十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 号

昭和六十三年十月二十七日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君 理事 月原 茂治君
理事 戸塚 進也君 理事 前田 武志君
理事 宮下 創平君 理事 田口 健二君
理事 竹内 勝彦君 理事 和田 一仁君
理事 江藤 隆美君 理事 大村 襄治君
理事 松田 九郎君 理事 宮里 松正君
理事 村井 仁君 理事 谷津 義男君
理事 角屋堅次郎君 理事 安田 修三君
理事 井上 和久君 理事 鈴切 康雄君
理事 川端 達夫君 理事 浦井 洋君
理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 高鳥 修君
(総務庁長官)

出席政府委員

総務庁長官官房 長 山田 馨司君
総務庁行政官理 局長 百崎 英君
総務庁行政官理 局長 重富吉之助君
総務庁行政官理 局長 田中 宏樹君
総務庁統計局長 室長 岩淵 静君

委員外の出席者

内閣委員会調査 室長 岩淵 静君

委員の異動

十月二十七日

辞任

河本 敏夫君 補欠選任 松田 九郎君
大出 俊君 安田 修三君

辞任

松田 九郎君 補欠選任 河本 敏夫君
安田 修三君 大出 俊君

十月二十六日

大猫の遊妊・去勢等に関する請願(大出俊君紹介)(第一八九四号)
恩給の改善に関する請願(田村良平君紹介)(第一九四三号)
人事院勧告の早期完全実施に関する請願(栗山明君紹介)(第一九八七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案(内閣提出、第百十二回国会法第八二号)
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会法第八三号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。安田修三君。

○安田委員 それでは、これから本法案につきまして若干当局に質問いたしたいと思います。

まず初めに、今年四月現在で、全国の自治体約三千ありますが、そのうち四百三十四自治体が個人情報保護の保護に関する条例を定めております。そ

して、四千三百万人の人々がその条例の網の中に入っているわけでありまして、この数字は現状間違った数字かどうか。そして、自治体がこのように積極的に取り組んでおられるわけでありまして、これに對しまして長官はどのような評価を持っておられるか、まず先にお聞きしたいと思います。

来の委員会審議の中の答弁を承っておりますと約十一億八千万件余ということになっております。それで地方自治体の場合は、事務量からしますと大変膨大な情報量になると思われなければならない。事務的に自治省の方に照会しまして、それはなかなか掌握し切れていない、こういうお話であります。しかし、このように保護法案が國の方で出され、三千自治体のうち四百三十四の自治体が個人情報保護条例をつくっておられる、こういう日本全国どこかで網は必ずあるという現状になってまいりますと、おおよその推定情報量というものがなくして國の行政が動まるわけはない。そういう点では、現在大体どの程度の情報量が地方自治体にあるかということをお聞きしたい。数値がある程度推測しておられるのじやなからうかと思ふのですが、その点はどうでしょうか。

この個人情報保護条例であります、規定しておりますところは、私どもが現在御提案申し上げております法案と同様に、個人情報ファイルの公示でありまして、あるいはその内容の開示、さらには訂正の制度などを盛り込んでおられるところでありまして、自治体によりまして、コンピューター処理されたものだけではなくて、いわゆる手書きのものなども含むというような制度をしておられるところの中にはございまして、それから、都道府県によりましてかなりばらつきがありまして、四月一日現在ですと例えば安田先生の富山県の場合、高岡市一つだけあります。お隣の石川県はゼロというふうな状況であります。

○重富政府委員 お答え申し上げます。先生おっしゃいますように、地方自治体の個人情報というものは相当膨大な量に上るが私どもは推定しておりますが、その実数は、自治省が承知していないのと同様に私どもも把握していないところでございます。

今回國がこのような法案を成立させていただけますならば、現在都道府県は國の法案待ちというふうな形のように見受けられておりますが、都道府県並びに市町村においても、必ずしも私どもの法案に準じていることを考えておられるわけではございませんが、恐らくこうした個人情報についての保護制度というものが幅広く取り上げられていくのではないかとこのように期待をしておるところであります。

○安田委員 そこで、國の個人情報の量が、先般

江田五月委員が資料の提出要求をいたしましたところ、二週間ほどかかるというの、ガラガラボンと二十四時間たたない間に、徹夜がやられたというのですから大変御苦労だと思ひますが、私はほとんどそれとお受け取るわけにはいきません。これだけコンピューター処理の問題を扱って、こういう法案が審議されておる中で、情報量がどの程度か把握していないんというものは、今日この世の中ですと聞き取るわけにはいかないと思ふのです。この点はまた個別に省庁問題で後ほど少し皆さんにお聞きしたいと思

います、もしそうであれば、私は、地方自治体に国が関与するということは望ましいことではないが、だが、どのような情報量が現在あるかという点を何ら事前準備、調査されていないということになれば、これは怠慢であると言わざるを得ない。そういう点で、そのとおりとは私は思わないけれども、そうであれば怠慢だ、こう指摘しておかなければならないと思います。

さてそこで、地方自治体の条例の中で情報の収集について、先ほど長官はいろいろと開示請求、訂正権の問題等規定されたことを述べておられました。情報収集の制限についていろいろな規定の仕方がございますが、自治体でどの程度こういう事項を載せているか、皆さんで掌握しておられる分についてお答えいただきたいと思ひます。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

全体の四百三十四自治体のうち、収集規制を何らかの形で設けておられるところは九十六でございまして、全体の二二・一％と承知しております。

○安田委員 それでは、今おっしゃったのは収集の規制でございますが、さらに記録規制その他いろいろなものがあるわけですが、規制の種類として、どういう種類が多いように皆さんの方で掌握しておられるでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

私も把握している範囲で申し上げますと、目的による規制それから方法による規制というものが多く把握しております。

○安田委員 これは収集規制のうちに目的による規制、方法による規制、データの種類の種類による規制といろいろあるわけでありまして、さらに記録規制あるいは私はいろいろな規制の種類というところを言っておるわけですが、例えば利用提供による規制ですとかいろいろのものがあつて、そこら辺は皆さんの方では全部把握し切れておるのでしょうか、どうでしょうか。最新の記録というものはございませうか。

○重富政府委員 自治省の記録によりまして、記

録による規制が全体の九八％、四百二十七、それから利用提供による規制が全体のうち四百十八、九六・三％と承知しております。

○安田委員 そこで、これは皆さんが今度の法案をまとめるに当たって、地方自治体の場合は、皆さんが一番御存じのようにデータ保護について着手したのが随分早いわけでありまして、条例化されてきたのは近年ではございますが、そして毎年毎年ふえておる。国の方がどちらかというと後追いつてきた。そういうような状況の中に立つてそれでは国はどうするか、こういう観点にもちろん立ちながら今度の法案を練られたと私は思うのです。

そこで、こうしたもろもろの制限というのは、今お答えのように、収集規制では九十六自治体、二二・一％、記録規制では四百二十七自治体、九八・四％、それから利用提供規制、こういういろいろな規制が随分出ておりますけれども、とにかく記録の保有関係に関するものではこのように大きな規制の網がかかっておるわけでありまして。こうした状況をにらみながら、それでは一体、地方自治体の行政運営はどのような支障があつたかどうか、あるいは混乱があつたかどうかということ、皆さんの場合には考察しながら国の行政にも生かされておるのではなからうかと私は思うのでありますけれども、その点は皆さんはどのように見てまいられたでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

正直に申し上げますと、その運営の実態はつまびらかにいたしておりませぬけれども、私もどが御聞きしているところによりまして、開示請求とか訂正請求というようなのはそう大きな件数に上がつていないと承知しておりますし、地方公共団体の行政運営上大きな支障は生じていないと理解しております。

○安田委員 そうしますと、私はそのような実態に立つて、今の場合開示請求という問題も触れられましたが、確かに今日まで開示請求あるいは中止の請求という問題について見てまいりますと、

余り混乱もなく、しかも開示の申し出、訂正の申し出という部類になりますとかなり多くの事項を載せられます。開示の場合は実に八八・五％、訂正は八六・六％、削除は七〇・三％、こういうふうになり多くの自治体では本人自身の開示権、訂正権、削除権という問題を載せておられて、それが余り混乱なくやってきておる。その点、今度の国の法案の場合にももろもろのそういうものについては規定は載っておりますけれども、自治体との関係で、私は際立つて自治体の方がすぐれた規定が多いのじゃなからうかと思つておるわけですが、どのように考えられますか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

私も条例の細部をつまびらかにしておるわけではございませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、例え訂正のところでも訂正請求権というように規定されているのかどうか、そこらは必ずしもはっきりしていないわけではございません。

ただ、申し上げておきたいのは、国の個人情報と申しますのは、国の安全とか地方公共団体にございませぬ外交の問題とか治安の問題とかそういうものがございまして、市町村の個人情報データと性質が非常に異なるものが多いのではないかと申し出とか訂正請求権とか開示請求権とか訂正の場合に頭に置いておかなければならぬのではないかと考えております。

○安田委員 それは本委員会でも再三議論されておるうちに、皆さん方は国の安全とか外交という問題については、既にファイルの記載から抜いたり、あるいは総務庁長官に通知をしなくてもいい例外事項にしたりして、いろいろ安全とか外交上の秘密の中心については議論のあるところでありまして、皆さん自身はそういうことは既に抜いてしまつておる。そして、それは後ほど情報の量についても皆さんの答弁に基づいてちょっとお聞きいたしますが、にもかかわらず、残った公開さるべき情報についての開示問題についていろいろと

皆さんの場合になおかつ問題があるわけであつて、それを今のように、自治体の場合と事務内容が違つたからということで済まされるものではない、それは抜いてしまつておるのだから適切な皆さん方の答えではないと私は思うのです。そういう点では、自治体がこのようにやっていると、国の方が都合が悪いなら都合の悪いことをもつと素直に言つてもらつたらいいと私は思うのです。自治体の場合は住民と密着しておるからそれはしょうがないのだ、うちの場合はそうじゃないのならばいいとおっしゃつた方がいいので、外交あるいは国の安全というものはこの法案ではどちらかといえば除外されておるのだから、その点どうですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

確かに安田先生がおっしゃいますように、市町村の行政というものは地域住民に密着しておるという点ではございませう。それから、本法案を検討いたします際に、この法律を国、地方一本の法律で適用すべきではないかという議論が非常に盛んで、そういう議論が研究会の中で大勢を占めたようにも聞いておりますけれども、自治省出身のOBの方もその中に入つておられまして、その地域の特性とか地方自治のあり方をいろいろと御主張なさいまして、今回の法案で御提案申し上げておられますように、地方の自治を尊重する、地方自治体の地域的な特殊性、その他の事情を配慮するという点で、こういうふうな違つた形の法案が提案されているというふうに承知しております。

○安田委員 そこで、さらに際立つたのは附属機関の設置なんです、地方自治体の場合は実に二百三十五団体、五四・一％が附属機関の設置を決めております。こういう状況からしますと、非常に住民とも密着しているし、個人情報を取り扱いについては特に敏感である。国の場合は安全だとか外交上ということにあるいは敏感かもしれなから個人の情報量も豊富だし、また特にその保護

については敏感であるという点では、かなり先進的な規定ということについて工夫がなされてきておるように私は思います。

そこで問題は、今度の法案によって、都道府県の場合は恐らく国が決めてから一斉にこれから保護条例の制定に向かうのだからと私は思うのでありますが、日本の従前の行政のあり方からしますと、国がつくればそれに左右され得るというようにならざるを得ない、国の基準が最低の基準で、それから上回るということよりもそれで頭打ちされるような傾向も非常に多いわけです。そういう点では、既に先進的なあるいはまたいろいろな工夫を凝らして地方自治体が保護条例をつくってきける、しかもそれは毎年ふえておるわけですから、そういう渦中であって、今度の法案は決して私たちに比べれば前向きな法案ではない。また大臣の答弁をいろいろ聞いておりましたが、それはすべてに網のかかるようなものでまだいいかない、これだけコンピュータが発達して個人情報情報のファイルも多くなつたし、これをとりあえずどのように保護し扱うかというところが重点なのだから、行政との調和という問題がトピックに出てきてもやむを得ないのだという御答弁もありました。それだけに、私たちは地方自治体に及ぼす影響という点ともいろいろ考えてみなければならぬわけでありますが、まずは国は、現状においてほんの部分的にしか最低のもので、もっと進んだものを将来考えていく、あるいは自治体はこれ以上のものをと進んで工夫してやってもいいという意向が本来あるべきだと私は思いますが、その点、大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○高島国務大臣 今回私もこの法案をまとめるにつかましては、関係省庁の合意を形成するためにかなり努力をしたつもりであります。いろいろ御批判もあるかとは思いますが、現在国がやっております行政の責任を果たす上においてぎりのところを追求したつもりであります。地方自治体がそれぞれの特性に応じまして、私どもの法案に規定しておらないものは法案を超えた規定をしておられるところも、私自身も承知をいたしております。そのよきあしについて私どもは評価する立場にございせんが、この法案によってこれから制定される条例が拘束されるということではないと考えます。私どもは、こういう法案を制定したことによって、地方自治団体においても個人情報保護されるという制度がより前進することを期待いたしておりますが、決して私どもの法案によってそれを拘束するというような考えはございせん。

○安田委員 私は、拘束するというよりも国として、いや皆さんの方ではもっとすばらしいものをつくれという意見があるが、私どもでは現状この程度のものを工夫して出せなかつた、自治体はもっと進んだものを工夫してもらいたいというふうな積極的な考えがあつての話なのかどうか。ただ単に拘束するとかしないとか、それは当然拘束するとはここに書いてないですから、また拘束を受けるわけはないが、しかし日本の現状からすれば、国が法律を出すとそれに左右されざるを得ないような行政上の風土が固々ある。そういう点では、国は、もっと創意工夫していいものを、これは最低なんですよ、そういうふうな謙虚なお考えがあるのかどうかということをお聞きしているのです。

○高島国務大臣 自治省におかれましても、自治省独自で個人情報保護に関する研究会のようなものをやっておられまして、この間、その成果も既にまとめておられるところであります。地方自治団体におきましては、自治省がそうした研究会を持たれたことを背景にして、またいろいろと施策を進めていかれるものと思っております。私ども、大いに謙虚に構えてやっておりますのであります。○安田委員 さてそこで、コンピュータマッチング、コンピュータプロフィールングが日本の現状ではどの程度皆さんの掌握の中では行われているか、それをお聞きしたいと思います。○重富政府委員 お答え申し上げます。私どもは正確には把握しておりませんけれども、

も、現在はコンピュータのマッチングというのはほとんど行われていないのではないかと、特に個人情報データの提供については、各省庁の縦割りとその他の日本独自の行政風土がございしますので、ほとんど行われていないというふうに承知しております。

○安田委員 それから目的外利用はどの程度になつておるでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。ほとんどの個人情報データが目的内の提供というところでございまして、目的外の利用というのは余り行われていないというふうに承知しております。

○安田委員 それから外部への提供というのは現状どういう状態でしょうか。

○重富政府委員 現在、私どもが承知しております外部へ提供されている個人情報データを含んでいるファイルは十ファイル程度ではないかというふうな考へております。(安田委員「二十ですか」と呼ぶ) 十数ファイルだと思つております。

例を幾つか申し上げますと、警察庁の持つております運転者管理マスターファイル、これはデータの一部が自動車安全運転センターの方に提供されております。それから外務省で旅券管理マスターファイルというのがございまして、これは都道府県とか法務省に旅券の発給事務等の必要のために提供されておる。それから運輸省では、自動車登録・検査ファイルというのがございまして、これが自動車検査登録協会にごく例外的な場合に提供されておる。例えて申しますと、リコールというふうな安全対策のためにメーカーに提供されることがある、こういうことでございまして。

○安田委員 今お聞きしまして、目的外利用というのはほとんどない、内輪だけで、それから外部への提供は今のうちに十数ファイル程度で、どちらかというと国の行政上の関連したところというのでしようか、この程度の限定されたものだというお話があります。

そこで、目的以外の使用は原則禁止してもらいたいというの

たいというの、皆さんの世論調査の中では七六・九％と非常に多くの人が答えているわけですが、さて、目的以外の使用を原則禁止するということが当然あつてということに私は思うのですけれども、その点、どういふお考えでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。この法案では、利用提供の原則禁止ということ

を法案の第九条で規定しております。それを読みますと、「処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。法律の規定に基づかない場合は原則外部に利用提供をすることは禁止」という規定にしております。

○安田委員 また後ほどその九条はちょっと触れまされども、実は、そういうのはあるのだけれどもさるべきことになるとなるものだから、問題になるわけですが、後ほどまたその問題は触れたいと思つておる。今おっしゃつた九条ではさうなつておるのだ、皆さんの場合もさういふ前提はみんなつてあるのだけれども、ところが、そこに四つばかり列挙をされてくるその中身がまた問題になるのです。そこで、ざると一緒で形はあるけれども水はくんだら一つも残らない、こういうことになるのじゃないかと思つて、実はいろいろと問題が出てくるわけなんです、形だけは整えてやる、そういう点で、今のうちに原則禁止と言ひ以上は、まず極めて例外以外は、こういうことにならざるを得ない。ところが、そういう原則禁止の項目という格好にはなつておるけれども、例外事項が四つばかり列挙してあつて、それも本人のためになるとかなんとかといふいろいろなことがありますが、それでさるようになるような可能性はある。そういう点で実は危惧をしておるわけですが、さてそこで、個人情報ファイル保有の通知を総務庁長官に通知しなくてもよい事項が第六条第二項で十一項目、それから掲載しなくてもよい事項

が第七条第三項で六項目定めておりました、これも本委員会でも再三にわたって実は議論されておるところです。このように膨大なものが保有の通知から漏れる、あるいはまたファイルの掲載そのものから漏れるというようになりますと、本人自身がその情報の存在を知らないということになってくるわけですので、こういう法秩序のもとに生活している場合にそういうことというのが一体許されているのかどうか、私は大変疑問に思うわけです。そういう点で、皆さんも再三この点は答弁していらつしやるのですが、このように多くの例外事項をなぜ設けなければならぬのか、もう一度お答え願いたいと思います。

○重富政府委員 お答え申し上げます。
このように事前通知とか公示とかそういう段階で適用除外を設けた理由は、個人の権利利益といえますか、個人のデータを保護するということを第一の目的とすべきということとは当然でございますけれども、公共の利益とかまたは第三者の利益にもある程度配慮する必要がある、社会というのには一人で存在できるわけではございませんので、そういう公共の利益とか第三者の利益にも配慮をしてこういう例外規定を設けたわけでございまして、私どもとしては必要最小限の例外規定であるというふうに考えております。

○安田委員 そので、皆さんの委員会における答弁を見ますと、公開される情報量というのは大体八〇ないし九〇％でなからうかというお話です。そうしますと、隠れてしまう情報量というのは逆に言えば一〇ないし二〇％かな、こういうぐあいに私は思うわけでありまして。だから、量としては大きくないぞというのが皆さんの言い方なんです。

○重富政府委員 お答え申し上げます。
ようが、どうなんでしょう、八〇ないし九〇というのはファイルの数から推した数値ですか、それとも情報量全体の数値からでしょうか。
○重富政府委員 お答え申し上げます。
情報量から見た数字でございまして、ファイルの数字から見た数字ではございません。
○安田委員 例えば情報量から見た場合に、郵政省の情報量あるいは厚生省の年金関係の情報量というふうな関係になりますと、もう何億という情報量が大体一つの事項くらいに集中するのがありますね。そうしますと、情報量だけからした場合に、八〇ないし九〇％公開してありますといつても、だからといって、それが多くの情報を公開しているようなことには実際はならない、少数の情報に掲載しているファイルの中により重要な個人としましては知りた情報量がある、ところが、それらがこの中に消されていっているということになってくるのではなからうかと私は思ったわけです。そういう点で皆さん方の情報量というものは余り当てにならないと思うわけですが、どうでしょう、隠れておる情報量は今のところはまだ皆さんの方で推測の域から出ないわけでしょうか。
○重富政府委員 お答え申し上げます。
私どもは、先日の江田委員の資料請求に基づきまして、お手元に未定稿という形で数字を出しておるわけでございますが、これはあくまでも私どもの調査に対して各省庁が自主的に協力していただいた数字でございまして、きちんとした数字ではございません。そういう数字をもとに私どもが推定いたしますと、八、九割が一応本人が自分の情報を見ることができると、こんなふうに考えているわけでございまして。ただ、先ほど申し上げましたように、公共の利益とかその他のこと、先生の御説のとおり、一〇％程度が見られないというところは確かでございますが、今度の法案の目的というのは、先生御承知のとおり、個人情報保護の保護でございます、それがみだりに第三者とかその他の人々に見られないようにする、個人のデータが外に漏れていらないと不利益を本人が

こうむらないようにするというところで、この法案はいろいろな規定をしております。例えば、正確性の確保とか安全性の確保とか利用、提供の制限とか、そういうことをこの法案は規定しておりますが、残りの一〇％につきましてもそういう規定は当然適用になるということになっております。
○安田委員 そので、保有される情報量、これを皆さんは量で規制されるようなことに実はなっておりますね。政令で定める数に満たないものは保有しない、それが約千ぐらいいだということをお承っております。

○重富政府委員 お答え申し上げます。
加藤委員会、この中では、個人情報保護の量をもって対象とするかどうかの基準とすることは、その合理的基準を明らかにすることが困難であり適当でないと考えられる、むしろ処理の目的により規制の必要性の乏しいものは個別の保護措置の適用除外とすべきであるとする意見があった、この報告に載っておりますわけでありまして。さて、こういう少量の場合は総務庁長官に通知することを適用除外とすることがなぜ適当になってきたのでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。
加藤委員会には確かに安田先生がおっしゃったような記述のくだりがございまして。しかし、加藤委員会といえますのは、この委員会での議論の際に大臣からもしばしばお答え申し上げておりますが、これはOECD勧告が出た直後に個人情報保護の保護に関する基本理念、基本的あり方、そういうことを研究していただいたものでございまして、その後、先生御承知のとおり、加藤研究会等も参考にながら、臨調の個人データ保護の法制化を図るべきであるというような答申を受けまして、林研究会で立法のための具体的な検討をしたわけでございまして。

加藤研究会では確かに少量のことをそうおっしゃっていると思いますが、それは、加藤研究会はコンピュータに入っている個人情報だけではございまして、マニュアルの文書による個人データもその対象にすべきという意見になっております。それから、当然にそういう見解になると思えますけれども、私どもは、コンピュータに入った個人データというのはコンピュータの特性、すなわち大量処理、迅速な処理、それから結合、ブラックボックス化、そういうことによるいろいろな国民の不安というのがあるので、一応コンピュータに入力されている個人データの保護ということを考えております。

そういうふうになりますと、行政を効率化し、合理化するということは国民の負担を少なくするわけでございまして、そういうことからして、オフィスオートメーションとか行政の効率化といふことを考えますとそこにおのずから線が出てくるのではないかと。そういうことでマニュアルを外したということ。それからマニュアルを外しておることの均衡、そういうことを考えまして千程度というところでどうであろうか、今のところ、政令を定める際の区分の判断をしているわけでございまして。しかしそういうものも、繰り返して申し上げて大変申しわけございませんが、安全性の確保とか正確性の確保とか利用、提供の制限等によってこの法律で保護される、私どもはこんなふうに考えているわけでございまして。

○安田委員 そのマニュアルとの関係というのはどちらかというと、これはいろいろな見方がありますが、散逸しやすいのはかえってマニュアルの方が散逸しやすいという意見もあれば、保存という点からいってかえってその方が確実だという意見もいろいろあるものでございまして。問題は、電子計算機の場合に特にこの問題になっているのは、例えば情報公開とか情報保護、これは双方裏表の関係であります、そういう議論の中には、いや、かえって電子計算機の方が保存という点からいっていいんだ、何となく磁気テープにばんと入れておけばほんの小さい面積の中に情報が入っていて一番保存しやすいのだからそれでよいと持っていて絶対外へ出ない、こういう説もあれば、現在心配されているように、これが情

報散逸の一番しやすいシステムの中に乗っておるのもまた事実でございますから、こういう法案の必要性も出てくるわけです。

そこで、今言われたように、大量処理という点からすればマニュアルとの関係では少量情報は抜かざるを得ないというお話のようですが、やはり皆さんの場合は電子計算機によって処理された個人情報保護の問題から出ておられるわけですから、そうすれば、情報の量は少なくして、電子計算機の持つ危険性あるいはそこから派生されるいろいろな問題点、そういう点から実は本法案が一番問題になっておるのではなからうかと私は思うわけですが、そうすれば私は、量で規制するということではなくして、加藤委員会が当時OECDの八原則を縮めて五原則を立てた、それに基づいて打ち出したこのような報告書に基づいた処理の仕方というのを皆さんがとられる方が正しいのではなからうか。何か途中で道筋が曲がっていつてしまっているような感じがするわけです。そういう点で、何か今のお答えには無理があるのではないかと、皆さんがおっしゃるならもう少し別の理由があるのではないかと私は思うのですが、どうでしょう。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

この法案の一つの起点になりましたOECD勧告がございまして、OECD勧告の中でその「解説メモランダム」には、要するにマニュアルを外して電子計算機に係る個人情報のみを対象とすることを妨げないということが書いてございます。そして、サミット参加国で最近つくりましたイギリスの個人情報保護法はコンピュータだけを対象にしている。先生の御説もわかりますけれども、そういうことを勘案して私どもはコンピュータに係るものだけを対象としたわけではございません。そしてその際、OAとか行政の効率化とかいうことも考えていかねばなりません。そういうことを考えますと、どこで妥協をするのかというところで、いろいろな問題を総合勘案しまして一応千以下のものは大丈夫ではないか、危険性が非

常に少ないということで、こういう規定を設けさせていたいただいているわけでございます。

○安田委員 千以下が大丈夫ではなからうか、私は、その千以下の情報の中に、それはいろいろなことを心配すれば切りがないのだけれども、我々個人の立場からしますと、そういう情報の中に横に散逸あるいはまた利用されていって、本人の知らない間にいろいろなことが組み立てられるというのを一番恐れるわけでありまして、そういう点では皆さん方に、保有している情報が散逸しないという保証があり得ない、だからこそこのような電子計算機に係る情報はこのように保有することの法律をつくらうということになったわけですから、その趣旨からすると今おっしゃる理屈がどうも合わない。

電子計算機であればこそ、少量であれ大量であれ手間がかからないわけですから、手間がかかるのであれば問題がないのだけれども、手間がかからないものをなぜ抜かざるを得ないか。今では公開しようがあるいは保存しようが電子計算機にかければほとんど問題にならないわけですから、だからそれをなぜこういふうまいに仕分けをせざるを得ないのか。マニュアルのものを抜くというのは現状でわかります。とりあえずマニュアルは抜こう、電子計算機でだけやっつけよう。だが、電子計算機の中でおかつ量規制を、十や二十の量ではない、千というものをなぜ抜かざるを得ないかというところについてはどうもわからない。そうしますと、それは情報隠しではないか、こういうことに疑われてくるわけですね。そういう点でどうもここらあたりは私たちがとって釈然としないところですね。

さてそこで、情報収集の方に少し入るわけですが、第四条に、個人情報ファイルは法律の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有することができ、かつ記録される項目も必要最小限度のものでなければならぬ、こういううまいに規制されているから、保有の制限によって実質的に収集の制限をしているのだというのが皆さんの

先般来のお答えのように私は承っております。しかし、このような包括的な規定では実際、制限の網というものはさるようになってしまふのではないだろうか。私は思うのですが、皆さんはそれでもそうじゃない、こうお考えなのではないか。

○百崎政府委員 この法律は、これまでにたびたび御答弁申し上げておりますように、まず基本的に電子計算機処理に係る個人情報保護を、こういうことでございまして、収集一般を制限している法律ではございません。そこで、電算処理というところでございまして、まずその入り口に当たります個人情報ファイル、その保有というところと、その内容といたしましては、今先生がおっしゃいましたように、四条一項で「法律の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定する、この「できる限り」をめぐりまして今までのいろいろな御議論がございましたが、ここではほとんどにいうようなないわば緩いという方向ではございませんで、むしろ逆にという方向ではございませんで、むしろ意味でございまして、そのように御理解いただきます。ここで一つの縛りをつけているわけでございます。

そして第二項におきまして、その「ファイルに記録される項目の範囲」とか、あるいは「個人情報ファイルに記録される個人の範囲」これもその「保有する目的を達成するために必要な限度を超えないものでなければならぬ」ということで、いわば二重の縛りをつけているわけではございまして、そういう意味で、私どももいたしましては、これで一応規制は十分達成されているのではなからうかと考えているところでございまして。

かつなお、各省に対しましては、総務庁からいろいろ問題があるかと考えました場合には説明を求めたりあるいは資料を提出させたりいたしました。この法律の目的が十分達成されるようにチェックする、そういう場面もございまして、そういうこともあわせまして十分規制ができるのでは

ないかというふうに考えております。

○安田委員 それは皆さん、やはりいろいろな立場というものを考えてみなければならぬ。今度の場合は、私たちが個人情報の保護という立場でいろいろ言うことと、それから皆さんの法案を提出されたそのお考えの基礎になっているところは、個人情報の保護ということでは一致しておられるけれども、立場の相違というのがやはり私は本法案を通じて非常に浮き彫りになっておると思うのです。それは冒頭の提案説明、それから答弁をめぐっても、いや、個人情報の保護全体ということまで及ばないんだ、うちはこれだけ政府機関、行政機関でファイルもたくさんたまってきたし、まずこれをどうするかということから出発しておるんだというように答弁になっておるし、また法案もそういうことで出発しておるんだというように実は議事録を読んだりして考えてみておるわけでございますが、そうしますと、多少皆さんと私たちの間にずれがあるというところになるかと思ひます。しかし、原則的なことについてはやはり貫いてもらわないと困る私は思うのです。

同時に皆さんが、行政機関にファイルがたくさんたまってきたから、とりあえずそのことからだけ手をつけるんだ、もしこういうことであれば、将来どういう展望を持って国民の個人情報の保護一般について広げていくかということもまた示していかないと国民には不安が出ると思ひます。そういう点で、これもお聞きしたいと思ひます。

さてそこで、今おっしゃったことですが、収集制限の問題で実際は網がかかっているというようなお答えなんですけれども、私はやはりこれは具体性に欠けているのではないだろうかと思ひます。特に皆さんの場合に本委員会でお答えになっている場合にも、収集制限の原則というように二点について述べられております。一つは情報内容による制限、もう一つは情報の収集手段による制限という二つがあるが、それについてしかじかと詳しく述べておられます。そ

して諸外国の立法例ということについても述べておられるわけですが、どうでしょう、本法案というのは、所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有するという程度、そして最小限でなければならぬということでは、これは余りにも皆さんの思いのままなんじゃないだろうか、それは皆さんの範囲だけなんですから。こういう個人情報保護という以上は、もっと具体性のある制限事項というものがあつてしかるべきじゃないかと私は思うのですが、そう思われませんか。

○百崎政府委員 おっしゃっている御趣旨は私どもも十分理解できるわけですが、さういふけれども、先ほども申し上げましたように、この法律は電算処理に係る個人情報保護ということでございますので、この法律自体の中における情報収集一般について規制をする、こういう規定を設けるのは立法技術的にも非常に無理があるというふうに感じておりますので、この法律では、入り口に当たるファイルの保有制限、そのところに規制をかけたわけですが、我が国の今の法令を見ておきますと、例えば今まで議論になっておりましたいわゆるセンシティブ情報等につきましても、個別の法律でもってそういうものが収集できるとかできないとかというのを規定している法律はまずほとんど見当たらないわけでございます。実際に各省がいろいろ所掌事務を遂行するために必要な情報を集めていくわけですが、それはあくまでも法律に基づく所掌事務を遂行するために必要な範囲で現実に行つておりますが、そういう範囲で今回も規制を課していく、それ以外にちょっと、立法的にもなかなか収集制限一般に關してこの法律で規制するのはいかなるものであろうか、そういうふうには私どもは考えております。

にいたしておりますので、そういう精神を体しなからこれからの適切な情報の収集あるいは保有に当たってはなかるうか、私どもはそのように考えております。

○安田委員 私、皆さんは狭い範囲だけしか見ていないような感じがする。皆さんの場合は、専門的にこういう立法をするために研究されて、そして練り上げて各省庁と調整しながらまとめられた法案ではあるけれども、今のお答えを聞いておると、皆さんがつくったことを守るために狭い範囲しか考えないで言っているように私には思えます。わざとそうおっしゃっているのか、のっけからそういうぐあいに言っているのか。

それで、私が特に感ずるのは、十月十一日の委員会、特にこの収集制限の問題、田口委員の質問に答えられて、詳しく収集制限の原則というところについて重富政府委員から答えになつております。その中に、西ドイツ、カナダのような場合と比べて、この場合には何ら収集制限が設けられていない、それから情報の収集手段の場合、この収集手段の制限の場合にも、我が国と同じような考え方から、スウェーデンとかイギリスでは本人同意という規定は設けられていないとかということが触れられておられるのを見て、私、皆さん方の考えておられるのを見て、そして今のお答えを聞いて、なるほどこれではやはり今おっしゃったようなことで尽きていくのかなと思つたのですけれども、それはこの立法技術を見て、法技術の場合すべてそうであるが、法の理念とする目的像が個別の規定にどうあらわれてくるかということが必要であります。そこで、西ドイツ、カナダの場合も、そういう点では一つの条項にないけれどもどこかに別の機能をする条項があつて、全体を組み合わせるとそこにきちっと網がかかってくる、こういうことになつておるところに私はみな特徴があると思うのです。今、我が国の場合には、この法案というのは原則幾つかの打ちがあるわけですが、これはOECDの關係から原則的に打ちしなければ先進国日本が何だとい

うことで物笑いになります。ところが、抜け穴が随分出てきてしまつてゐる。ですから、機能を果たさないじゃないかというのが私どもの言い分になつてゐるわけですが。

例えばこの西ドイツとカナダの場合は、行政機関が所掌事務の範囲内で法律に基づいて個人情報収集を行う場合については何ら制限は設けられていないというのが皆さん言っているように十

一日の答弁であります。確かに、西ドイツは日本と同じように、所掌事務の範囲内で法律に基づいて個人情報収集を行う場合に許容され、そして保有の場合にも同様の規定があります。しかし問題は、私これを見ていると、何か皆さんは都合のいい部分だけをおっしゃっているような、例えば日本とところが一緒ですよ、だから、とおっしゃるのですが、ところがこのような皆さんの解釈というのは、実際は事実と違つてゐるのじゃないだろうか。それは、御存じのようにOECDのガイドラインにも明記されておりますけれども、そもそもOECDの八原則というのは、それぞれが一つ一つ、この項目は隣と隣の間、一と二は完全に違つたという独立したものでなくして、あれそのものというものはお互いに密接に連関したり部分的には重複しているところがあります。例えば収集制限ですとか目的とかいう問題になりますと、あるいは個人の参加とかいろいろなることになりまして、お互いに重複したり連関したりというものがあつて、これはOECDのガイドラインにもそこらあたりについて解説等で述べておるところです。

そこで、私は西ドイツ等の場合と比べてみるわけですが、例えば所掌事務の範囲内のほかに本人の同意、しかも西ドイツの場合は書面を必要とする。またもう一つ、これは翻訳によつて違ひますが、連邦データ受託官と言つたりあるいはまた連邦データ監督官と言つたり、どちらが本来日本的に言つたらわかりやすいのでしょうか、我々の場合、監督官と言つたのがわかりやすいのですが、一種のオンブズマン制度があつて、オンブズマンが任命され、この受託官あるいはデータ監督官というのとは一種のオンブズマンでしょう。これが公的機関の監督、データの改善のための勧告、政府、大臣への助言、衆議院、政府の要請に基づいた鑑定書の作成、年次報告書を衆議院に提出などというすごい権限を実は持つてゐる。こうしたものもろもろの機関、機能というものが結合されて初めて収集制限の立体像というものがそこに出てくるわけですが、これではとてもじゃないが網がかかつてできないのじゃないか、こういうようなことが私は出てくると思つてゐるのです。

私、何でも外国のまねをせよ、そう言うつもりはございません。たまたま、十一日の田口委員の答弁を私読んでおりました、いや、こういうことをおっしゃつてゐるのか、これは不思議だ、これはいいところだけのつまみ食いじゃないかと実は思つたのですが、まあこれは皆さんの場合の組み立てからすると、先ほど聞いてそうならざるを得ないのかなと思つたのです。要は、このようにドイツあたりはまじめに制限ということを考へてゐる。では、日本の場合はふまじめなのか。ふまじめよりも落とす穴をたくさんつてゐる、こう私は思ふのです。そういう点で、もう少し実効性のある制度化ということが本法案の場合に必要ではないか。そのためには、本来もう法案のこのあたりに見直してつくり直してもらいたいという気持ちで私はいっぱいあります。そういう点で、どうでしょうか、皆さんの方はどういうぐあいにこのあたりは考へておられるのですか。

○高島國務大臣 西ドイツの例などにつきまして

は、私も若干勉強してみたわけでありす。今御指摘のように、いわゆる第三者機関のような形でこの法案が適切に運営されるような監督、助言等を行うものとして個人情報保護の受託官、まあ受託官と訳すのが一番妥当なんだろうというふうに思いますが、そういうものを設けております。ただ、いわゆる本人の承諾ということについては、これは政府が持っております情報については大部分が法令に基づいてやっておりますことでもあります。したがって、当然本人からの申告等によって記載をされているものが大部分であります。一部公安関係等については別であります。ほとんど大部分が当然のことながら本人の申告によるということとあります。したがって、本人の承諾云々ということは問題にならないのではないかと。あるいはまた特に問題は、民間部門の場合には勝手に自分の情報を収集してもらうては困る、自己情報コントロール権というふうなものを前提としたし、本人の承諾がない情報の収集についてはこれを消去させることができる、そういう要求ができるというふうな趣旨において、そのような規定を設けておるといふふうに理解いたしております。

なお、先ほど安田委員から、他の民間部門等についても今後どう考えるのかという趣旨の御質問もございましたが、私どももいたしましては、まず政府機関の保有するものにつきまして、情報コントロールを確立することを通じて、今後民間部門においてもこうしたことが行われるような、そういう第一歩とまで言えないかもしれないけれども、一つの礎石を置きたい、こういうふうに考えて今回御提案申し上げた次第であります。

民間部門につきましては、プライバシー全体ということになればこれは法務省に考えていただくのではなくてはならぬことでもあります。さらにまた、例えば経済企画庁の国民生活局などにおいても現在いろいろと勉強しております。さらにまた、大蔵省、通産省等におきましても個人の信用データ

などの管理について勉強しておるところであります。今後、政府といたしましては、できるだけ速やかにそれら民間部門につきましても適切な情報コントロールシステムというものを確立をしていかなければならない、そういう方向で勉強してまいりたい、このように思っております。

○安田委員 そればかりでした。長官の展望は、そういうぐあいにこれから各省とも研究をすすめて、これから対策を練っていくという意味なんではございましょうが、さてそこで、収集制限の方はどうですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

安田先生からお話ございましたように、翻訳の違ひ等もこれあり、そのところはなかなか難しいだろうというところでございます。

ただ、西ドイツは要するに警察等の公安関係の機関については一応外されておるわけですね。機関外になっておるわけでございます。そういうこともございまして先生がおっしゃったような規定になっている面があるかと思ひますけれども、我が国の場合はそもそも、この間参考人の意見聴取の際に林参考人から述べられたのですが、要するに法律による行政ということで、行政というのはすべて法の規定を正確に執行するということが我が国は行われている、したがって、例えばその手段等につきましても、行政というものは当然に法律の規定に従って行われるのであるから、手段等についての規定はあえてやらなくても当然に適正かつ公平に行われるであらう。こういうことで、そういう基本的な考え方のもとにその収集の制限規定を保有制限という形で置いておるわけでございます。その保有制限も、行政機関の所掌事務の範囲内に限って、かつ目的を特定した形で行わねばならぬということも規定しておりますので、先生のおっしゃるような御意見は必ずしも当たらないのではないかとこのように考えております。

○安田委員 時々皆さん、ひよんな話が出ると私思うのですが、初めに安全保障、外交関係の場合

がどうかと、皆さんそういうところをみんな外しちゃうのです。今の公安の場合、西ドイツは外してあることですが、この場合でもやはり公安関係はみんな抜けておるじゃないですか。それから、特に内閣官房関係の情報は全部外れておるじゃないですか。だから、どうしてもそんなひよんなことが出るのか。我々の場合にも、ちゃんと皆さんそういうのは外して出さして置けるわけですかね。

だから、私先ほどいろいろと言いましたように、局部的なことを見て皆さんは何かおっしゃっておるようですが、全体のいわゆる立法技術といひましようか、法の理念とするものを練り上げて、そこに像を結ぶ、そういう点からすれば、それぞれにそういう幾つかの条項があつて機能が絡まつてちゃんと網のかかるようになっていきますよということを、私先ほど皆さんの答弁から引用して、そしてこういう見方になるんじゃないですかという

先ほど長官は同意問題でちよつとおっしゃいましたが、例えば前回、十一日の答弁の中でも、スウェーデン、イギリスでは本人同意という規定は設けていないという、部分的にはこういう問題が出るんだけれども、しかし、こういう場合であつても、スウェーデンだって別に、特にこういう関係では先進的に長らくやってきておるわけでありまして、長年の間に各種の法律の中でこういうデータ保護という問題が論じられ、規定され、結局総合的なデータ法というのができたのは日浅いけれども、それだけにデータ検査院等があつて、独立の機能を保持しているいろいろな情報の収集やあるいは保有について許可している、そしてまた厳しい刑罰もある。そういう点では、細かいことはそこ

決めていないかわりに、そういうところが一々審査なりそれから梓をやつていく、こういうものがあつて、一つの制限というものをやっているわけですね。

我々の法案の場合には、そういう歯どめという

べきかあるいは梓づけというべきか、そういうものがない。皆さんは、個人情報全体に広げるのではない、電子計算機によるという、行政機関を中心という狭い範囲に閉じ込めたという。しかもまた、狭い範囲の中で利用あるいはその他についてのいろいろな歯どめやその他をしたいと言ふ。それだつたら、収集等についての中身やあるいは手段についてもいろいろと具体論を出すべきじゃないか、こう私は言つておるわけですね。それが困難なら、諸外国の立法例は、それぞれのいろいろな条項があつて、それらの機能が絡むとこういふぐあいに制限ということに網がかかつてきますよ、日本の場合はそうじゃないのではないかと。諸外国の例を見た場合に、一つの項目だけ見れば、やはり日本と一緒の項目になっていきます、いや、こちらは違つたのが入つていますが日本と一緒ですよというふうなことにしかなりませんが、実際は別の規定等があつてちゃんと網がかかるようになっていきますよ、日本の場合はなぜそういうような網のかかけ方にならないのかというところを私はお聞きしておるわけですよ。

それは皆さんには理由がある、いや、行政が適法にやっておるんだからそれは間違いないのです、こういうことなんだが、それは当然どこだって法治国家ですから、行政からはみ出したことをやつておるわけではございません。そういうことを言ううと諸外国に失礼になるわけですから。ただ、確かに諸外国の場合、日本よりも情報収集の仕方が別のやり方があることは承知しておりますが、おおよそどこでもそんなにむちゃな、何でもかんでも持つておるといふことではない。特にドイツあたりは大陸法なんというふうなおかしいところですから、そういうむちゃなことがあるわけはないのでして、そういう点では皆さんの場合に余りにも言い方が粗雑なんじゃないだろうかと思ひますが、とにかく余りにも例外事項が多過ぎる。そういう点ではこれは皆さんの方では考え直される必要があるのではないと思ひますが、どう

でしようか。

○高島国務大臣 ヨーロッパの各国の中で一番早くデータ保護法を制定いたしましたのはドイツのヘッセン州の州法であることは、御承知のとおりであります。私はヘッセン州のデータ保護受託官といふ話をいたしまして、なぜヘッセン州が先駆けてこのようなものをつくったのかということについて事情の説明を受けました。

そのときに彼らが申しましたことは、これはいかにもドイツ人的だと思ふのですが、要するに、そのようにコンピュータ処理された情報がいろいろあるならばそれらを全部つないで活用したらいいじゃないか、いわゆる大データ処理システムといふまいしょうか、そのようなものをつくったかどうかという意見が非常に強くなってきた。そういうことが進んでいくと、国民一人一人の情報が政府によってすっかり握られてしまうということになれば、かつてのナチス・ドイツのような政権が個人を好きなように翻弄したといふまいしょうか、そういうふうな事態になったら大変だ。そこで、個人の情報というものをとまらんと保護する必要があるではないかということが我々の出発点であったというふうに申しております。

さらにまた、国の個人情報保護法案が成立をいたしました。あるいはまたOECD勧告が行われた背景というものが、国が持つておる個人情報あるいは州が持つておる個人情報それぞれを枠を超えてオンライン化されて活用をされる、そういうことが現に行われてきておるということであり、例えば、この前もテレビでやっておりますが、臓器移植なんかで適当な提供者があった場合に、国境を越えてヘリコプターでこれを輸送してそして移植なんかをやるというように、日常行われるようになっておるわけであり、これがまさに個人の病歴などについてのデータがオンライン化されて国際的に流通しているというところであります。そういうふうな事態を踏まえてOECD勧告は、個人の利益の保護とそうした目的の調和を図るということのために勧告が行

われたということであり、であります。それから、欧州各国の場合におきましては、初めからデータを自由に流通させる傾向が非常に強くなってきたのに対して制限をかけなければならぬということと、それが出発点であったと思ふ。

それに対して我が国の場合におきましては、個人情報の保護ということについては、それぞれの役所の縦割りの行政と申しまして、それぞれのセクションごとを持つておる情報と、その省庁には見えない、よく局あつて省なしなどと言われるぐらいによそに見えないということがかなり普通に行われておるわけでありまして、その限りにおきましては、国の持つておる情報の保護ということについて今まで前に進んでこなかった、そこに最大の理由があると思ふのであります。でありますから、私もこの法案を立案いたします過程においても、何で総務庁に我々が持つておるデータのファイルを出さなければならぬのか、何で総務庁に監督を受けなければならぬのか、そもそも総務庁がそんなことをする必要があるのかというところから出発せざるを得なかったという事情があるわけであり、

そういうことからいたしまして、私もいたしましては、現在の日本の国情あるいは政治の実態、行政の実態を踏まえてぎりぎりのところまでとめたのがこの法律案でございます。したがって、欧州各国ないしはアメリカなどとその点において事情が根本的に違つておるということが、今お尋ねになつて何となく不満をお感じになる、そういうところの一つの原因ではないかと思ふ。が、私もいたしましては、これでかなり十分現在の日本の行政の実態に即してやつていけるものというふうに考えております。

○安田委員 大臣、あなたの方でヘッセン州へ行つてこられて現状を見ますと、そういう気質といふますか、そういう情報が流通する。それは確かにヨーロッパ人と日本人の場合で社会の開放度、閉鎖性、いろいろ違いますので、おっしゃるとおりだと思ふ。

ただ、逆にこういうことになるわけですね。日本がそういう縦割りの行政なりで各省庁がいろいろな個人情報を持しておる。そこで、これまたなかなか情報公開ということが日本の場合は法律もない、進んでもないといふことでは、こういう情報社会になつてまいりますと、先ほど皆さんおっしゃる通りに、行政に基づいていろいろな個人申告その他があつた情報を保有しておるのだから、別にそのときは本人の同意という制度がなくとも同意して出しておるんだ。確かにそういう申告制度による情報といふのは、いろいろ申請したり申告したりといふことで随分あります。ただ、最近いろいろな情報の量がたかさんになつてまいりますと、自分の知らない情報といふのが随分あるのじゃないか、そういう不安感が国民の中に随分出てくるといふまいしょうか、日本の場合に逆に言うといふものがある。諸外国の場合、オープンになつておるから自分のものなら何でもわかるか、またそれが横へ広がつていくのが心配。日本の場合は、今度は隠れて裏にぐるぐる回つていかなければならぬ。諸外国のように広範囲にはいかない。しかし自分の知らないものが集まつておるのじゃないかといふ不安感が出てくる。

だから、情報公開とプライバシー保護というのは全く表裏一体でありますから、例えば情報公開の場合だつて本人の情報の開示権といふのは必ず出てくるわけですので、そういう点では、ここらあたりといふのは立法上あるいは制度の取り扱い上はよく——中には学者によつては一緒だと言ふ人もあるし、それはそれぞれ違ふといふ説もあり、が、我々素人目からすればそこあたりは全くと一緒じゃないか、こゝろ言いたいところであり、すが、それだけに日本の場合に逆のそういう意味で実は個人情報保護といふ問題について心配が出てくる。だから、例えば保有ファイルについて、もなせ全部が出てこないかといふのは、逆に言えばそういう問題があるからそういう話が出てくるわけですね。何か隠してくるのじゃないかとい

う話が出てくるのはそこあたりにあるわけですが、そこあたりはやはり日本的なそういう風習といふまいしょうか、それから大臣のおっしゃつた各省庁の縦割りの行政だから横へ流れぬ、それはおっしゃるとおり。そのかわりまた、隠れておるのじゃないか、あるいは国民から見えた目が逆にあるといふ点も皆さんは十分考慮、しんしゃくしながら提出に当たつてもらいたいといふ考えが私たちの中に浮かんできてるわけですね。

さてそこで、十月二十五日に我が党の江田五月委員が、政府が保有する個人情報のファイルの数字やそれから情報量、これについての資料請求をしたところ、二週間程度かかるとおっしゃつたわけであり、先ほどおっしゃつたように、実は昨日提出されました。余り目新しいようなものもございませんでしたが、ただ数値の上でいろいろと変動がございました。皆さんの方でも各省庁から鋭意集めた先ほどおっしゃつておりました、そこで、十一日にこの委員会でも井上委員の質問に答えられた数値とかなり違つておるところがあります。これはどのような差によつて違つてきたのか、ちよつとお答えいただきたいと思ふ。

○百崎政府委員 実は、江田委員の御要求におこたえしまして提出させていただきましたけれども、先ほどちよつと御説明申し上げましたように、まさに徹夜作業で何とかこの御審議に間に合うように作業を進めたわけでございますが、いざいざいたしましたも、今回お出しいたしました資料は、各省庁が出したものをとりあえずこの御審議に間に合うようにということで取りまとめたものでございまして、私もいたしまして、どういふ点が井上委員の御質問のとき発表したファイルの数字と食い違つておるのか、そのあたりのチェックは実はまだ済ましておりません。いざいざいたしましたも、この食い違いがあるといふと私どもとしては今の時点ではちよつとよくわからないというのでございます。

○安田委員 それじゃ、わかりました。各省庁がなぜ違っているか、これは次の、うちからまだ最終総括で質問される予定ですから、とりあえず照会されたことはうちの理事にぜひ報告していただきたいと思います。そして次のときには、答弁をいただくことになると思います。

さてそこで、総務庁の方でわかることでお聞きしておきます。皆さんの方で各省庁のファイルは全部整理しておられるわけでしょう。どうでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。各省庁から報告があったファイルについては把握しております。

○安田委員 どうでしょう、五十七年、行政管理庁時代に皆さんが調査されたその中にファイルの一覧がありますが、当時のものは全部皆さんで掌握しておられるわけですね。

○重富政府委員 当時加藤研究会でいろいろ議論があったわけですが、その際に、その検討の資料として各省庁に報告を求めて各省庁から出されたものであると理解しております。

○安田委員 そこで、皆さんの方で各省庁保有磁気データファイル一覧マスターファイル、こういうのは持つておられるのでしょうか。

○重富政府委員 もう一回おっしゃっていただきたいと思いますが……

○安田委員 もう一遍正確に言います。各省庁保有磁気データファイル一覧マスターファイル、要するに名称はこういうことです。コードナンバー二二〇〇一。

○重富政府委員 手元にはございませんが、そのようなファイルを持つておると考えております。

○安田委員 そうしますと、その各省庁保有磁気データファイル一覧マスターファイルというものは、各省庁の保有しておられるファイルのファイル番号、ファイルの名前ですか、ずっとデータ別に全部出るわけですね。それから、項目マスターファイルというのを持つておられますね。

○重富政府委員 ただいまお尋ねのファイル一覧

表は個人情報とは関係のないファイルと考えております。

○安田委員 ただ、法人であれ何であれ、分類していないけれども、その中には個人情報が入っているのが随分ある。これはまじっているのでしょうか。どうでしょう、混合されておるのじゃないでしょうか。

○重富政府委員 お答えします。統計データであると理解して、個人情報というふうには理解しておりません。

○安田委員 例えば、個人名にわたるところは外に出さないようにというふうな記録になっているように思うところが他の省庁の場合にあるので、これは統計じゃない。統計のものもありますが、統計ではないものもあると私は思うのですが、どうでしょう。統計のもまじっているということじゃないでしょうか、どうでしょう。

○重富政府委員 統計用のデータであって、個人情報のデータではないと理解しております。

○安田委員 そうですか。それでは、統計用のデータであれば、皆さんの方でそれは別に公開して差し支えないものばかりですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。統計データでございいますから、各省庁が相互に利用できるファイルという形で一覧表ができていうふうな承知しております。

○安田委員 統計データだということになりますと腑に落ちないところがあるわけでありまして。統計ファイルもありませんよ、ちゃんと統計という名前がついておるのがありますから、ところが、個人にわたること、配偶者ですとか兄弟だとかというものが出てくるのがいろいろとあります。この分類というのは皆さんの中で行われているのではなからうか。例えば、統計上のもの、個人情報になるもの、あるいは法人と個人との関係というものは、分類がなされてしまったのかあるいはこれからなされるのか。いずれにしても、やはりこれからデータが分類されるのではないかと私は思うのですが、既に分類が終わったのかあるいはこれから行われるのか、行われている最中なのか、そこらあたりどうなんですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。個人情報と申しますのは個人が識別できる形であるものでございまして、私どもは、今おっしゃったファイルというのは個人が識別できる形では入っていないのではないかとこのように理解しております。

○安田委員 個人が識別できるかできないかという点については、これは個人が識別できるのではなからうか、中身を見ないとどうかわからないのですが、項目別からしますと識別できるのではないだろうかと思っております。そこで、統計だけであれば余り細かいことまで必要はないのですけれども、そうではなくしてかなり細かいところまで入っておりますので、それからいきま

すところ私の判断ではこれは個人の識別ができる。ただつきまぜてある。おっしゃる通りに統計ファイルもある、そうでないものもある。

私がなぜそれを聞くかといいますと、皆さんの方で各省庁のファイルというものは、まあこれらの分類は、例えば量的分類、千以下のものはふるい落とすとか、膨大でしょうからそれはあるのだらうと思うけれども、それは皆さんの方で掌握しておられるのではないのでしょうか。ある程度把握しているから法案も出されたのだらうと思うのです。各省庁の概況というものは、全部細かくびしっとというわけにはいかぬでしょうが、ファイルは大体これとこれとどうですというものは掌握されておるのではないのでしょうか。違いますか。

○重富政府委員 個人情報につきましては、江田委員の御質問に対して、私どもが現段階で見ていることとして形では各省の提供に基づく情報ファイルを出しておりますが、私どもが承知しておるものはそれだけでございます。

○安田委員 そこで、「処理情報の利用及び提供の制限」第九条ですね。先ほどちょっと皆さんの方からお話がありました。二項では、「ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を利用し、

又は提供することができ。」そこでは四号まで列挙例示してあります。そこで、四号まで列挙してあるうちの第四号の中で、「処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」ということがありますが、これはどういう場合を指すのでしょうか。

○百崎政府委員 一、二の例を申し上げます、例えばある人が、その人がここで言う本人だといまして、不慮の事故に遭った。ある私立病院に担ぎ込まれた。そこでいろいろ調べたところ、その本人が国立病院に問い合わせをすれば、血液型とかあるいは何かわかる。そういうような場合に、私立病院から国立の病院に問い合わせをする。まさに緊急の事態ですから、国立病院としても至急それを調べて、私立病院の方に本人のデータを教える。そういうような場合が一つでござい

ますが、もう一つは、例えばある人が表彰なり叙勲なりを受ける、そういう申請が出されている場合に、ある機関が、本人の経歴等につきまして、例えば過去に国の行政機関等に勤めておられたというような場合に、そこに問い合わせて本人の情報を得るとか、例えて言えばそういうような場合があるかと思えます。

○安田委員 例えば、こういう例として、ある事業主から、現に使っている人、被用者あるいは採用予定者の年金見込み額等について照会があったという場合、こういう場合はどうなんですか、現状でも例のあることなんでしょうか。

○百崎政府委員 基本的に、処理情報の利用あるいは提供の制限につきましては、二項に、「処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と認められざるべき、この限りでない」という規定も置いてございまして、本人の権利利益を不当に侵害しない、そういうことでございまして、この条項、法文に該当して

いる相当な理由がある場合に限っては利用なり提供なりができるというふうに考えております。

九

○安田委員 それが権利の侵害になるかならないかという判断、それが問題だ。皆さんの場合、ここらあたり、どれからどれまで、そうかといつて条文に細かいことをきっちりというわけにいかないことは私承知しておりますが、しかし例外とかいろいろなのがあるために、例えば先ほどおっしゃったように、血液のどうのこうのということもわかりますよ。だから、今のような答えが返ってきますと、まあそれは例のあることは、例えば高齢者が再就職あるいはまた高齢者のいろいろな新規採用等の場合に出てくるのですけれども、年金照会した、そうしたら、あなたの年金はこれだけだから、じゃ給料はこれだけ安くていいんじゃないでしょうかとか、こういうものに使われることが日本の場合多い。

しかし、これは先ほどの大臣のお話じゃないけれども、アメリカあたりに行くと、就職にそういうようなことは聞かない。聞いてもいい質問と悪い質問というのがある。もう既にガイドラインのように州によつては制度がつくられて、個人におたるそういうものは聞かない。そういう風習のところ、日本の場合は、逆に今度はそういう情報をとって利用するところであるわけですね。私たちは、余り悪意でやっているかどうかという点ではないが、日本の場合はどうもそういうおもしろい風習の出るところであるだけに、個人情報という点について例外という問題が出てまいりますと、やはり注意を喚起せざるを得ない。

そういう点で、この場合も利用されたら提供は無制限になっていってしまうのではなからうかなという不安が出てくるわけですね。ですから、こういう点の歯どめをどうしていくかということですね。皆さんの方で法案を出された以上は、そこらあたりの考えはあるんでしよう、どうでしょう。

○百崎政府委員 私どもといたしましては、この法律が実際に施行されます場合に、各省庁のこの法律の運営が法律の趣旨に適合するように、かつ

統一性が保たれるようにというようにすることを基本にしまして、早速法律の運用に当たつてのガイドラインを作成したいというふうに考えております。

○安田委員 私そのガイドラインのことについても実は大変不満に思つておるのですが、皆さんは再三答弁で、これから統一性確保ということでは皆さんが責任省庁でありますので、特に適正な管理を行うためにそれは作成したい、こうおっしゃるのですが、しかし加藤委員会でも、このガイドラインについては既に挙げてきておるわけですね。そこで、今度の場合は個人情報保護の基本法というものはなくて、いきなり個別の法に入つていってしまったわけですね、実定法に入つていってしまった。

そこで、これはもう大臣答弁や皆さんの答弁の中に再三あらわれ、特に大臣答弁はその点が大変上手であつて、冒頭もこうでありますと、大きくガイドはしない、それはそうなんだ、うちは小さくやむを得ないんだというように、のっけから個人情報というものを大上段で守り得るという大それたことはやれないんだというふうな話をしながらこの委員会に臨んでおられますので、そういう点からしますと、これは個別のそういう電子計算機を中心とした、そうしてしかも政府の行政機関が持っているというに限定されたような言い方をしながらも、私が考えるに、個人情報関係の保護法として当分はこれで押し切つていきたいという考えが皆さんの場合は巧みにあるんじゃないだろうか、こう思うわけですね。しかし、そういうことはしても困る。こういうことで、法案がどういう採決になるかわかりませんが、もし成立するというのであれば、これはもう近い将来抜本的に変えてもらなければならぬ、また私たちは、そうであればこれは反対せざるを得ない。

したがって、この法案の取り扱いということによりましては、どちらかというと刃の剣のような性格を持つておりますから、個人情報保護法

というのは速やかに制定してもらいたいというのは、一般論としてはだれしも全部持っているだろうと思う。世論調査でもそうだし、みんなそうだと思う。しかし、中にはないよりはましだというふうに考える人もありますし、それからない方がまだよい、こういう全く両論あるのがこの法案に対する見方だろうと私は思います。それで、本来はガイドラインというものはあらあらと皆さんの中にこれが作業が進められて、そして並行して、骨子なり概要というものが委員会に出ていなければ、私はおかしいと思うのです。そうではないければ、まともな審議にならないと私は思うのです。適正な管理とかそういうものの担保は何もなく、さあ法案ですから審議してくださいというの、私はちょっとおかしいと思うのです。

皆さんの方で、ガイドラインはこういうものをあらあらとして骨子なりあるいは概要というものは考へておるんです、だが細部は各省庁のこともあつて、これからお詰めなければならぬと言つてその種のものがあつて初めて、この法案のいわゆる裏づけというものが出来て、審議というものは実質が入るんじゃないかと私は思うのです。そのものが今日まで示されていないというのは、これは大変国会軽視ではなからうかと私は思うのですが、そこらあたりどう思つておられるんでしょうか。

○高島国務大臣 ガイドラインの問題につきましては、本法案が何しろ初めての法案でございますので、国会における御審議の状況、あるいはまたいろいろと理事会等で附帯決議等の御検討もされておるようでありまして、私どもそれらの内容等をもまた十分踏まえまして、しかるべきガイドラインを設定したいというふうに考へております。安

して、巨大なブラックボックスを設けるものではないかというふうなおしかりも受けておるわけでありまして、あえて申し上げます、今ほどの省庁がどのような内容のファイルをどういうことで持つておるのかというところは、全部いわばブラックボックス化されておるわけでありまして、少なくともこの法案の成立によりまして相当部分が本人に対して開示される対象になるという意味においては、むしろブラックボックスをぐつと縮小していくものであるというふうに私どもは考へておるところであります。

なおまた、委員から情報公開の問題についても先ほど御指摘がございましたが、情報公開法につきましては、これも当庁におきまして今鋭意勉強しておるところでございますので、いずれかの機会には御審議をいただくことにならうかと思つております。

○安田委員 そこで、さっきの続きになります。が、ちよつと統一性という問題が出ましたのでガイドラインの方に入りまして、また関連して前に戻りますと、例えば「租税の賦課又は徴収に関する事務」これは第七条の三の五では、頭から「ファイル簿に掲載しないことができる」ということになっているわけですね。私はちよつとこれに触れておきますと、「租税の賦課又は徴収に関する事務」が、これはなかなか難しい問題ですけれども、頭から「ファイル簿に掲載しない」ということは、かえつて納税者にいろいろな疑問やあるいは場合によつたら不信感を抱かせるんじゃないだろうか、こう思うのです。

なぜかといいますと、税務調査によつて収集された納税者に関する租税資料というのは、これは当然国家公務員法上の職務上知ることのできた秘密に該当して、法によつてももちろん保護されておるけれども、さらにそれ以上に、プライバシーの保護の關係では、所得税法なり法人税法で秘密漏えい罪で、実はこれは二重の枠組みになつたりあるいは歯どめになつておるわけですね。そこで、こういう納税者等の個人的、経済的な秘密に接する

機会の多い税務調査に関する事務、これについては多くのガードがされておりますから、そういう点では、今の場合日本の納税者というものは、こちらあたりの行政ということについてはどちらかという信頼関係といましようか、我々のことは外には漏れないということ、そういうものがあるということについては承知をしておる。

ところが今度の場合、すべていろいろなファイルに表面に出てくるわけですが、その中に皆さんの場合に開示請求に応じられるものがあるいはまたそうでないもの、いろいろ分類されてくるわけですから、のっけからファイル簿に掲載されていらないということになってまいりますと、納税者としては、おれのは一体どのような情報かどういふやうにあるのかなというところからかえって不信感が出るんじゃないだろうか、あるいは不安感が出るんじゃないだろうかというように、懸念される。これは大変微妙なところでありまして、そういう点では、こちらあたり皆さんはどのように考えておりますか。

○百崎政府委員　こちらあたりは非常に微妙な問題だらうとは思いますが、ファイル簿に掲載しないということにつきましては、「ファイル保有目的に係る」ことではいわれる税務事務の「適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に掲載しないことのできる」ということでございまして、すべてのつけから租税関係のファイルはファイル簿に登録しないというところではございません。今おっしゃいましたように、税の場合には特に守秘義務等が課されているわけではございますが、いづれにいたしましても、そのファイル簿の内容をちょっと私どもも詳細は存じておりませんけれども、例えば、その税務調査の結果等につきましてそれが登録されている項目が仮に表に出された場合には、やはり一方では税の適正なあるいは公正な執行ということが場合によっては著しく阻害されるというおそれもある場合がございまして、そういう意味で、ここでは「掲載しないことができる。」と

いうふうな規定を置いたわけではございます。

確かに、個人個人にとつてみればある意味では不安感を持たれる方もあらうかとは思いますが、けれども、実際に今度のはファイル簿等に基づくデータに基づいて税の執行、課税が行われるというようになつてまいりました場合に、その場合にはまた一方で租税関係の不服審判制度等もございまして、そういうところで適正な課税を求めるといふ、そういう道も開かれていくわけではございますから、このところはそういうように御了解いただきたいと思ひます。

○安田委員　そこで、これはどうなんでしょう、皆さんの方での法案が成立した場合、初めての取り組みと再三出てまいります。初めて国としてのこの種の個人情報、しかもそれは全体像じゃない、それから民間関係の場合はこれから検討してやつかないかなければならぬということ、どうなんでしょう、試行錯誤的に出された法案だということになれば、こういう点について皆さん方は短期間の間に直直しながらというように考えたいのはあるのでしょうか。

○高島国務大臣　この法案は初めての法案ではあります、委員御承知のように、既に十年余りの歳月をかけた上で諸外国の立法例等も勉強しながら取り組んできた法案でございまして、提出いたしました現段階におきましては、私どもとしてはまだきりぎりすのころを追求した最善のものであると考えております。ただし、しかしながら、電算処理のやり方などにつきましては、まだ日進月歩でございまして、国民意識の変化もあるわけではございます。そうしたものを踏まえまして、私どももいたしましては今後、しっかりと常時検討を進めて、直すべき点があれば当然直していかなければならない、このように考えております。

林研究会などにおきましても、適当な字義経験者等の審議会などを設けたらどうかといううな意見も述べられておるところであります、何し行政改革を担当する当庁といたしまして、今審議会をふやすといううなことを法案に盛り込む

ことはいささかいかげなものかと考えましたので盛り込まなかったわけでありまして、今後短期間、臨時のものであれば、あるいはそのうなことをお願いすることも適当であらうといううにも考えております。いろいろな方法で検討を進めてまいりたい、こう思っております。

○安田委員　それから、初めに全体のプライバシー保護ということでは法務省が所管かというお話もありましたが、どうなのでしょう。民間からひびくるめたという全体個人情報保護とこのことについて、担当省庁というのは、まだ皆さんの方でのこの話というのは着詰まっていないうのですか。どこが所管して全体をというの、対策あるいは立法についての検討をしていくといううなものはいいのですか。

○百崎政府委員　この問題につきましては、昨年の年末に決めた行革大綱におきまして、それぞれ関係の省庁において検討するということを決められておまして、現実には、例えば経済関係につきましては経済企画庁の国民生活審議会です、そこで広く検討が行われております、また個別の金融分野につきましては大蔵省、それから信用行政等につきましては通産省、それぞれの審議会等において検討が進められております。例えば人権関係のプライバシーといいますが、これは法務省の所管だらうと思ひますけれども、これを全体をひくるめた形でどうするかといううのは、今そういう協議機関のようなものはできておりませんけれども、ただ、それぞれの省庁がそれぞれ所掌する範囲内において鋭意検討を進めているという段階でございまして。

○安田委員　そこで、今度の個人情報については、たまたま行政機関の方の統一機関確保ということでは皆さんが所管庁になつてきた。そうしますと、将来的なそういうものについても、行きがかり上総務庁がどちらかというう推進役にならざるを得ないのじゃないかと思うのですが、どうなんでしょうか。

○百崎政府委員　いわゆる民間部門における個人情報

情報の保護につきまして、総務庁の所掌事務なり権限から見ても、直接的には非常に無理がございします。ただ、一方におきまして、経済企画庁なり通産省あたりがそれぞれの所掌する行政についてそういう研究なり検討を進めるといふことになつておりますと、私どもとしては、先ほど申し上げました行革大綱を推進するという立場もございします、そういう機関を通じてさらに促進するようには働きかけるといふ可能性はございします。

○安田委員　私は大臣にぜひ要望しておきたいと思うのですけれども、そういう全体ものををつくれというのを政府側に言うても、窓口がなければこれはまたおかしいものですね。そうすると、総務庁の方が、おれのところははばかって出られませんが、今の経過からして、将来独立の機関ができよう、あるいはまた他の省庁でやるような適当なところがないわけですから、その旗振り役は当然総務庁が担うべきではなからうかと私は思ひます。ぜひ大臣も、民間をひくるめた全体個人情報保護ということの対策と立法化について取り組んでもらいたい、私はこう要望したいと思ひますが、どうでしょう。

○高島国務大臣　昨年の十二月二十八日に閣議決定いたしました行革実施の方針におきましては、先ほど局長から御答弁申し上げましたように、「民間企業等の保有する個人情報保護について、それぞれ関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める。」ということを決定しているところでございまして。

この法律を出しますについても、総務庁がそもそもという、先ほど御紹介申し上げたような議論が旗振りをやつて法案を出しますよなとどういことを言いますと、おまへたちは何の権限があつてと、こういうことで大変な反発を食うおそれありますので、私の口からそのうな口幅つたいことを申し上げることは差し控えなければならぬと思ひますが、私どもは各省庁間にまたがる事務

について調整をするという役割も担っておるところでありますので、今後また国会においてそうした御鞭撻をいただきながら私どもとしても取り組んでまいりたいと思っております。

○安田委員 最後に、この法案はまだこれから審議が続きますが、いろいろと言いました点で、再三本委員会の問題になっておりますが、私としては、原則的なくいを打ちながら抜け穴が多くて非常に不十分である。そういう点では、みんな個人情報保護ということについての立法は望んでおるけれども、場合によっては、考え方によっては、あるよりはない方がましだという見方もできる、欠陥も随分含んでおるということで、本法案がなおよりいいものになるように皆さんの方で鋭意検討をいただきたい、こう思っております。

以上で終わります。

○竹中委員長 次回は、来る十一月一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十六分散会